

台湾向けに輸出される加工食品に関する産地証明書発行要領

(目的)

第1条 本要領は、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」に基づき、加工食品の輸出に際して台湾が求める産地証明書に関し、群馬県が行う証明書発行について必要な手続き等を定める。

(発行対象)

第2条 本要領に基づく産地証明書発行の対象となるものは、群馬県において最終的に加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）とする。

(発行要件)

第3条 産地証明書は、台湾の輸入停止措置を受けていないものである場合に限り、群馬県において最終的に加工された食品に対して発行する。

(申請手続き)

第4条 産地証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）までに掲げる書類を群馬県産業経済部地域企業支援課（以下、県という。）あて提出する。

- (1) 台湾向け加工食品の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - (2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式2）
ただし、品目数が複数の場合は、別記様式2の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、「See Annex」と記載し、別記様式2の別添に必要事項を記入したものを添付すること。
 - (3) (2) の事項を確認することができる別表に掲げる確認書類
 - (4) 輸出される食品に関する確認書（別記様式3）
申請者が生産者又は製造者と異なる場合に限り、添付すること。
 - (5) 委任状（別記様式4）
申請者が輸出者と異なる場合に限り、輸出者が作成の上添付すること。
- 2 県は、提出された書類を確認の上、適当と認められる場合は、別記様式2に署名押印することにより、証明書として発行する。なお、申請者が郵送での産地証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、申請者が負担することとする。
- 3 県は、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、証明書等の発行を留保する。また、申請者から提出された申請書類等の内容について必要があると認められる場合は、申請者に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施する。

附 則 この要領は、令和4年 2月28日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年11月 1日から施行する。

(別表)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できれば良い)
輸出貨物等	① インボイスの番号 ② 商品名、数量、重量及び包装形態 ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 ④ 輸出業者の名称及び所在地 ⑤ 輸入業者の名称及び所在地 ⑥ 具体的な商品	• B/L (船荷証券) 若しくはAWB (航空運送状) 又はインボイス (送り状) • パッキングリスト • 積戻し許可通知書 • 輸入許可通知書 • 商品ラベルのコピーや商品の写真
产地	① 生産・加工施設の名称・所在地	• 商品ラベルのコピーや写真 • 販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面 ^(注1) 、納品書等 ^(注2) 並びに営業許可証等 • 取引先又は申請者本人による確認書（別記様式3） ^(注3)

注1：製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面が入手できない場合においては、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には、確認書は不要とする。